

# 宮崎県天然更新完了基準

改正 平成 24 年 2 月

平成 19 年 10 月

## 1 目的

天然力を活用した更新の完了を判断する基準を作成し、地域森林計画等に規定する適切な更新を図ることを目的とする。

## 2 天然更新対象地

本基準の対象となる森林は、更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

## 3 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の先駆性樹種、ブナ科、ニレ科、クスノキ科等の広葉樹であって、将来高木となりうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）を対象とする。（別紙「宮崎県天然更新完了基準 主要更新対象樹種一覧表」参照。）

なお、タケ類が優先する箇所は、竹林として取り扱う。

## 4 天然更新完了の基準

(1) 更新対象地において、概ね均等に、樹高 0.5m 以上の更新対象樹種が ha 当たり約 3,000 本以上（立木度 3 以上）生育していること。

なお、ぼう芽により一株当たり 3 本以上発生した更新対象樹種については、3 本として計上する。

$$\text{立木度（十分率）} = \frac{\text{現在の林分本数}}{\text{当該林分の林齢に対応する期待成立本数}}$$

※期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。

(2) (1)の条件を満たさない場合は、補植等を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) (1)の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合や作業路の開設等の影響により土砂流出や林地の荒廃が見られる場合は、速やかに防除対策又は土砂流出防止対策等、適切な対策を実施する。

## 5 更新調査の方法

### (1) 調査の時期

更新調査は、伐採後おおむね 4 年を経過した時点で実施する。

### (2) 調査方法

調査の方法は、原則として標準地調査とする。ただし、現地の状況から明らかに更新完了の確認ができる場合は目視とすることができる。

### (3) 標準地調査プロットの設定

調査プロットは、植生の繁茂状況及び地形等を勘案し標準的な箇所を選定することとし、調査プロット数は次のとおりとする。

- ① 対象地が1 ha 未満の場合は、1 箇所以上
- ② 対象地が1 ha 以上～5 ha 未満の場合は、2 箇所以上
- ③ 対象地が5 ha 以上～10ha 未満の場合は、3 箇所以上
- ④ 対象地が10ha 以上の場合は、10ha から5 ha 増すごとに4 箇所に1 を加算した箇所以上

(4) 標準地調査プロットの大きさ

1 プロットは25 m<sup>2</sup>とし、5 m×5 mの方形又は半径2.8mの円形で設定する。

(5) 添付書類

調査箇所毎に、野帳（目視の場合は除く。）及び全景、近景の写真を各1部ずつ添付する。

(6) その他

補植以外の更新補助作業を実施した場合は、一定の経過観察期間において、再度、天然更新完了を判断する調査を実施すること。

6 その他

今後、天然更新の状況調査を踏まえ、必要に応じて当該基準の見直しを検討する。

【別紙】

(参考資料)

天然更新完了確認調査票(野帳)※一調査対象地ごとに作成

NO \_\_\_\_\_

市町村名 \_\_\_\_\_

①調査年月日	平成 年 月 日								
②調査者	所属名								
	氏名								
③調査地	林班	小班			面積(ha)	更新対象面積(ha)	伐採年	伐採後経過年数	プロット番号
		記号	番号	枝番					
④調査結果	プロット1			プロット2			プロット3		
	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)
⑤判定 (複数項目を選択し判定して下さい)	A・B・C・D	A 天然更新が完了							
		B 天然更新が一部完了(面積 ha)							
		C 天然更新補助作業(面積 ha、作業内容: )の実施が必要							
		D 人工造林(面積 ha)の実施が必要							
⑥添付するもの	森林計画図(調査地を図示したもの)								
	全景写真(1部) 近景写真(1部、樹高が推定できるもの)								